

令和 7 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

施策名	目標 3-3 水環境の保全(海洋環境の保全、東日本大震災に関する環境放射線モニタリングを含む。)	担当部局名	水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室 海洋環境課 海洋プラスチック汚染対策室 海域環境管理室 水道水質・衛生管理室		
施策の概要	水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進し、健全な水循環の確保に向けた取組を推進する。また、海洋環境の保全に向けて国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制等による海洋汚染の防止を図る。更に、海洋ごみ対策について、海岸漂着物処理推進法に基づく回収・処理、国内での廃棄物の適正処理等の推進による陸域等からの海洋ごみの発生抑制、海洋ごみの実態把握のための調査研究、国際的連携等に取り組む。加えて安全で良質な水道水の確保を図るため、最新の科学的知見や浄水における検出状況を踏まえて水道法に基づく水質基準の逐次見直し等を行う。また、被災地及び周辺地域の基礎的な情報等を的確に把握、提供するための環境モニタリング調査等を実施する。	政策評価実施予定時期	令和 8年	政策評価実施時期	
達成すべき目標	水質汚濁に係る環境基準等達成率の向上等により、健全な水循環の確保を目指す。また、廃棄物の海洋投棄の規制等により、海洋環境の保全を図る。このほか、安全な水道水の供給が行えるよう、適切な水道水質基準の設定等を行う。被災地及び周辺地域の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資する。	政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 水循環基本計画(令和6年8月30日閣議決定)第2部 10 国際的な連携の確保及び国際協力の推進 瀬戸内海環境保全基本計画第3の1等(令和4年2月25日閣議決定) 海岸漂着物処理推進法に基づく基本的な方針第1等(令和元年5月31日閣議決定) 第4期海洋基本計画第2部の3等(令和5年4月28日閣議決定) 総合モニタリング計画(2011年8月モニタリング調整会議決定、2025年3月改定)				

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成	
	基準年度		目標年度		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度			R10年度
1 公共用水域における水質環境基準の達成率(健康項目)(%)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、人の健康の保護を図るうえで、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとしての確であるため、測定指標として選定したものの。	
2 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%) (河川)	-	-	100	-	99.1	99	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図る上で、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとしての確であるため、測定指標として選定したものの。	
3 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%) (湖沼)	-	-	100	-	50.3	52.6	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図る上で、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとしての確であるため、測定指標として選定したものの。	
4 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%) (海域)	-	-	100	-	79.8	80.8	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図る上で、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとしての確であるため、測定指標として選定したものの。	
5 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%) 【全体】	-	-	100	-	87.8	89.2	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、生活環境の保全を図る上で、環境基準達成率は水環境の状況を把握するものとしての確であるため、測定指標として選定したものの。	

6	地下水における水質環境基準の達成率(%)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第16条に基づく環境基準は、「人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は人の健康の保護を図るうえで、地下水環境の状況を把握するものとしての確であるため、測定指標として選定したものの。		
						94.7	94.9	-	-	-	-			
	閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等(%)	-	-	100	-	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	-	-	閉鎖性海域については、水質汚濁防止法に基づく総量削減基本方針等のもと、各海域の水質改善の状況を的確に把握し、水質保全を図ってきたところであり、当該水域の環境基準達成率は、対策の効果を把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定したものの。	
						別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	別紙のとおり	-	-		
地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える地盤沈下が発生していない地域の割合(%)	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	環境基本法第2条第3項で「地盤の沈下」は公害の一つとして位置付けられている。建築物等の基礎杭の許容応力度計算において年間2cmを超える地盤沈下については負の摩擦力を考慮することが推奨された経緯から(旧建設省による通達、昭和50年住指発第2号)、測定指標として選定したものの。		
					80	82.8	-	-	-	-	-			
9	水道水質基準適合率(%)	-	H16	100	-	-	-	-	-	-	-	水道法第4条に基づく水質基準は、「水道によって供給される水が備えなければならない水質上の要件」として定められたものであり、安全な水道水を継続的に供給するうえで、水道水の水質の状況を把握するものとしての確であるため、測定指標として選定したものの。		
						99	集計中	-	-	-	-		-	
測定指標	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)						施策の進捗状況(実績)		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	達成
					R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度			
10	公共用水域放射性物質モニタリング調査の延べ調査回数(回)	-	-	3145回	-	3145	3145	3145	3145	-	-	-	被災地及び周辺地域の国民の不安解消と復旧・復興に資する基礎資料整備のため、公共用水域の放射性物質モニタリングを実施し、環境中の放射性物質に関する情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。	
						3144	3144	3144	-	-	-	-		
11	地下水放射性物質モニタリング調査の延べ調査回数(回)	-	-	208回	-	919	915	909	208	-	-	-	被災地及び周辺地域の国民の不安解消と復旧・復興に資する基礎資料整備のため、地下水の放射性物質モニタリングを実施し、地下水中の放射性物質に関する情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。	
						909	878	854	-	-	-	-		
12	被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査の延べ調査回数(回)	-	-	120回	-	144	144	144	120	-	-	-	被災影響海域の国民の不安解消と復旧・復興に資する基礎資料整備のため、被災影響海域における海洋環境関連モニタリングを実施し、海域環境中の放射性物質等に関する情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。	
						144	144	144	-	-	-	-		
13	ALPS処理水放出に関連する放射性物質の海域環境モニタリング調査の延べ調査回数(回)	-	-	408回	-	302	492	492	408	-	-	-	国民の不安解消や、風評の抑制のため、ALPS処理水放出に関連する放射性物質の海域環境モニタリングを実施し、放出開始前後の水環境中の放射性物質に関する基礎的な情報を収集している。モニタリングの測定指標の設定については、各年度のモニタリングの実施状況が反映される延べ調査回数を指標とした。また、目標水準の設定については、調査の過年度の実施状況やALPS処理水放出に係る社会的な状況を踏まえ、適切な目標回数を設定した。	
						302	492	432	-	-	-	-		

測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠	達成
14	陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万トン)	0	赤泥は平成26年度末に海洋投入処分が終了し、平成27年度以降、海洋投入処分が行われる見込みはない。建設汚泥についても平成28年度末に海洋投入処分の許可期間が終了したため、平成30年度以降は、陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量を0万トンとすることを目標とする。	
15	アジア地域等における水環境ガバナンスの強化と我が国企業の水処理技術の海外展開の促進	—	水循環基本計画等に基づき、水環境の悪化が顕著なアジア地域等において、我が国の水環境行政に係る経験や技術の共有等を図ることで、当該地域における水環境ガバナンスの強化に資するとともに、我が国企業が有する優れた水処理技術の海外展開を促進するなど、国際的な水環境問題の解決に寄与することを目標とする。	
16	水環境中の放射性物質濃度測定実施都道府県数	—	放射性物質の常時監視に関する検討会報告書(平成25年12月)において、公共用水域及び地下水の測定地点は日本全国をバランスよく監視できるよう選定することとされており、全都道府県において放射性物質濃度を測定することが必要であることから、測定指標として選定したもの。	
17	海洋ごみ(漂流・漂着・海底ごみ)に関する調査・研究結果の把握・共有	—	海岸漂着物等処理推進法等に基づき、海洋ごみの実態を把握し、その情報を国民に提供することは、海洋環境の保全に資する。	

達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)	関連する指標	行政事業レビュー事業番号					
(1)	水質汚濁防止推進費(平成22年度)	1.2.9	004802	(5)	地下水・地盤環境対策費(平成19年度)	3.5	004809	(9)	海洋プラスチックごみ総合対策費(平成19年度)	10	004814	(13)	水道水質・衛生管理の対策強化に係る調査検討費(平成17年度)	6	002369	(17)	地下水放射性物質モニタリング調査(平成23年度)	8	000643
(2)	閉鎖性海域・湖沼環境対策等推進費(昭和53年度)	2.4	004805	(6)	水環境に関する国際協力推進費(平成22年度組替)	8	004810	(10)	良好な環境の創出促進事業(令和5年度)	1.2	004818	(14)	PFAS対策推進費(令和5年度)	1.63	019682	(18)	被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査(平成23年度)	9	000643
(3)	有明海・八代海等再生評価支援事業費(有明海・八代海総合調査評価委員会経費を含む)(平成19年度)	4	004806	(7)	海洋環境に係る条約対応及び調査検討事業費(昭和61年度)	7	004804	(11)	琵琶湖保全再生等推進費(平成29年度)	2	004819	(15)	水環境・土壌環境に係る有害物質リスク検討調査費(令和5年度)	1	004790	(19)	ALPS処理水放出に関連する放射性物質の海域環境モニタリング調査(令和4年度)	10	000643
(4)	豊かさを実感できる海の再生事業(平成22年度)	4	004807	(8)	ロンドン議定書実施のための不発弾陸上処理事業(平成19年度)	7	004813	(12)	環境管理技術調査検討費(昭和50年度)【関連R5-7、関連R5-10】	1	004786	(16)	公共用水域放射性物質モニタリング調査(平成23年度)	7	000643	(20)	—	—	—

評価結果	目標達成度 合いの 測定結果	(各行政機関共通区分)			
		(判断根拠)			
	目標達成が 出来なかつ た要因、そ の他施策の 課題等				
	次期目標等 への 反映の方向 性	【施策】			
		【測定指標】			
学識経験を有する者 の知見の活用			SDGs目標との関係	【主な目標】	
				【副次的効果が期待される目標】	
政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報					